

答弁書第五六号

内閣参質一九六第五六号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員川田龍平君提出フリーランサーの保護・支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出フリーランサーの保護・支援に関する質問に対する答弁書

いわゆるフリーランス等の雇用契約に基づかない就労（以下「フリーランス等」という。）については、実態として雇用関係が認められる場合には、労働関係法令が適用される。

フリーランス等については、仕事内容や契約形態の多様化が見られるため、政府として、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、その実態等を把握・分析し、課題を整理しているところであり、引き続き、法的保護の必要性を含め、中長期的に検討を行ってまいりたい。

